

押印廃止に伴い、一部の手続について 身分証のご提示が必要となります

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇労働関係の手続を除き、全ての雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。

これに伴い、一部の手続については事業主等「事業主（当該事業所の従業員含む）又は事業主から委任を受けた代理人」の身分証のご提示が必要となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年10月1日以降、身分証のご提示が必要となる手続

事業所・被保険者関係

- 雇用保険各種届書等再作成申請書
- 雇用保険適用事業所情報提供請求書 等

- ・ 押印がある場合も、身分証のご提示が必要となります。

（身分確認書類の例については、第2面をご参照ください）

- ・ ご不明な点につきましては、管轄ハローワークへお尋ねください。

雇用保険関係申請・届出を行う皆様へ

身分確認書類の例（以下のような身分確認書類を提示してください。）

(1) 事業主

名刺、社員証、その他官公署から発行された身分証明書
(運転免許証、住民票の写し)等

(2) 本申請等に係る事業所の従業員

名刺、社員証、事業主が任意様式で作成した事業所の職員であることを証明する書類等

(3) 本申請等を委任された社会保険労務士

名刺、社会保険労務士証票、社会保険労務士会会員証、
その他官公署から発行された身分証明証等

(4) 本申請等を委任された社会保険労務士の営む社会保険労務士事務所 (法人含む)の従業員等

委任された社会保険労務士に係る上記(3)の写し、当該社会保険
労務士事務所の従業員であることを確認できる名刺等

(5) 上記以外の代理人

官公署から発行された身分証明書等

※ **郵送で提出する場合は**、特定記録等の記録付郵便相当料金の切手を貼付した返信用封筒(封筒表面に「特定記録」等の郵送種別を朱書きしたもの)と上記の身分確認書類の写しを同封してください。

※ 本申請書等を提出される方が、真正な申請・請求権を有する方であることを確認するために、提出された申請書等の内容について、事業主様へ確認する場合があります。